特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案　概要

1　趣旨・目的

少子高齢化･人口減少時代において大都市に求められる対応

- ➢ 二重行政を解消し効率的･効果的な行政運営を確保
- ➢ 中枢都市として更なる都市機能を発揮

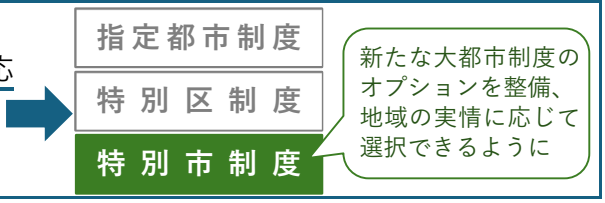

2　特別市の定義・要件

〔現行制度＝二層制〕　　〔特別市の設置〕

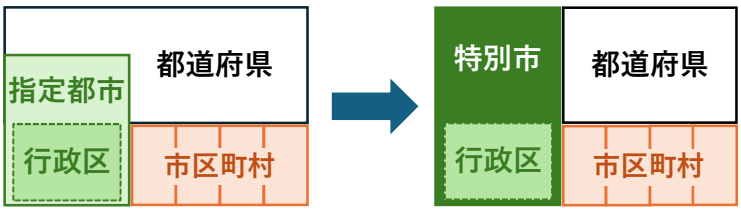

【特徴】都道府県に包括されない一層制の地方公共団体

【人口規模】
①人口 100 万以上の指定都市
②指定都市＋隣接市町村で人口 100 万以上
③指定都市＋隣接市町村＋再隣接市町村で人口 100 万以上

※実際には 4 の法制上の措置に基づき設置

3　基本理念

⑴ 特別市は都道府県/市町村の事務処理の一元化による効率的･機動的な行政運営を実現
⑵ 都道府県は市区町村の補完･支援事務や広域行政等に集中、特別市域外の持続可能な行政運営を確立
⑶ 国際競争力が高く個性豊かで魅力ある都市の形成を図るとともに、多極分散型社会の実現に資する。
⑷ 都道府県/市区町村の事務の円滑な処理が確保されるよう配慮
⑸ 特別市の住民の意見が行政運営に適切に反映されるよう配慮

4　法制上の措置等

- 政府は、５の基本方針に基づき、特別市制度整備のための法制上、財政上、税制上の措置を実施
- このうち法制上の措置は、法施行後１年以内を目途に実施

5　基本方針

⑴ 地方公共団体としての区分

特別市は、地方自治法上の特別地方公共団体とする。

⑵ 特別市の設置手続

⑶ 特別市の組織

- 議会並びに市長及び副市長その他執行機関を置く。
- 条例で区を設けた上で、市長が議会の同意を得て選任する区長を置く。
- 議会に区ごとに選出された議員で構成される常任委員会を設ける（＝住民代表機能の強化）。

⑷ 特別市の事務等

- 地域における事務その他の都道府県/市町村の事務(連絡調整事務等を除く)を処理することが原則
- 一方で、広域行政については、都道府県と連携調整を図り、共同処理も可能とする。
- 周辺市区町村を含む地域全体の活性化を図るための事務について、広域連携を推進する。

⑸ 特別市の設置に当たって必要となる措置

- 国及び都道府県の連携調整の仕組みの整備等、広域行政体制の整備
- 特別市及び残存都道府県の財源の均衡化のための財政調整制度その他の税財政上の措置の検討